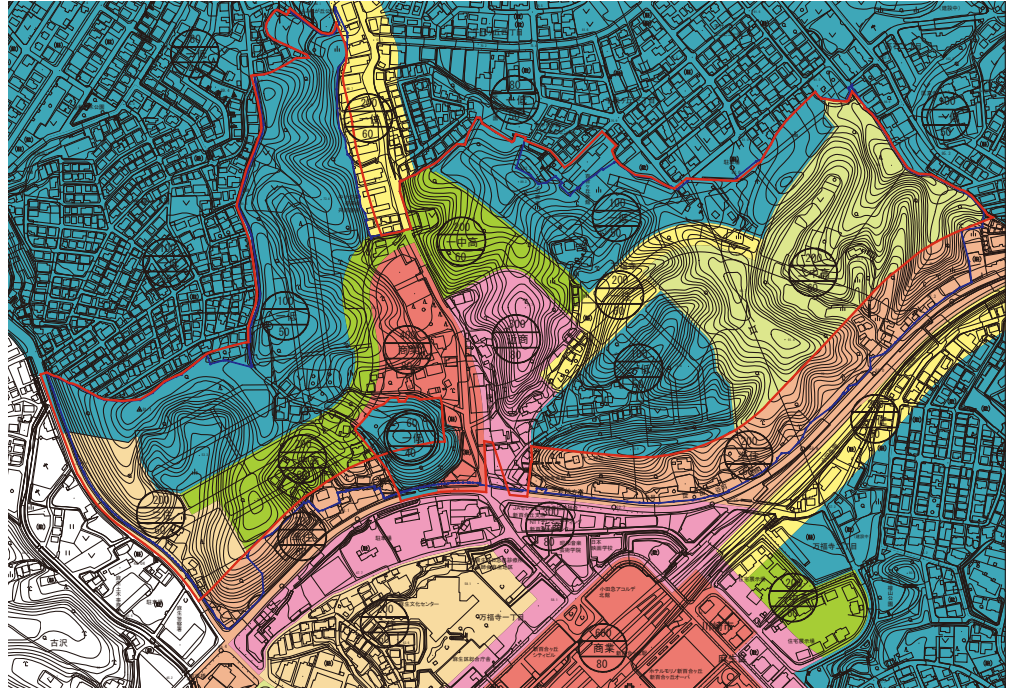


新百合山手で新たに建物を建てるためには、以下のルールの遵守をお願いしています。

用途地域(平成14年6月告示)

用途地域ごとに建築物には用途制限があります。



〈凡例〉

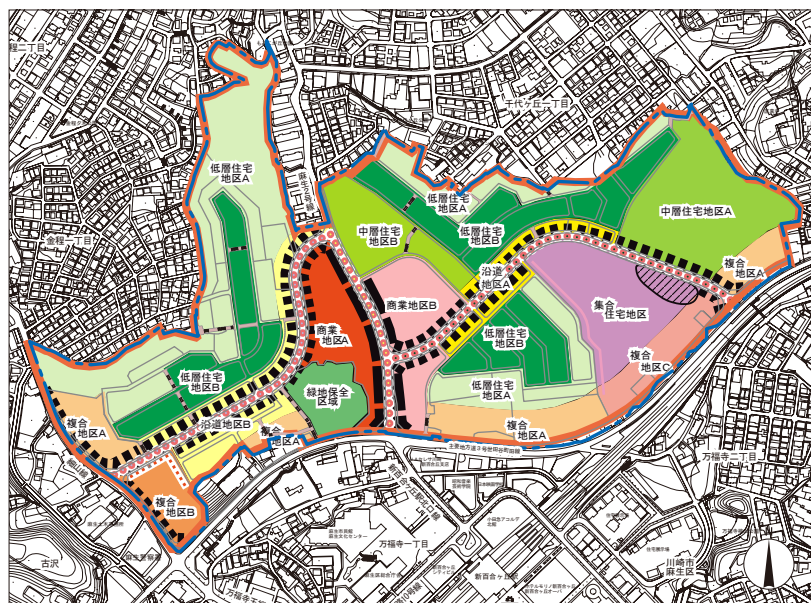
用途地域	防火地域・準防火地域	高度地区	用途地域	防火地域・準防火地域	高度地区
用途地域変更区域			第二種住居地域	準防火地域	第三種高度地域(H=20m)
事業区域			準住居地域	準防火地域	第三種高度地域(H=20m)
第一種低層住居専用地域	無指定	第一種高度地域(H=10m)	近隣商業地域	準防火地域	無指定
第一種中高層住居専用地域	準防火地域	第二種高度地域(H=15m)	商業地域	防火地域	無指定
第二種中高層住居専用地域	準防火地域	第二種高度地域(H=15m)			
第一種住居地域	準防火地域	第三種高度地域(H=20m)			

地区計画(平成17年3月告示)

地区内のエリア区分ごとに、建築物等の用途や規模、意匠などに対する制限を川崎市において策定しています。建築物等の計画的誘導を図り、新都心地域に相応しい街並み形成及び将来的な環境保全を図ることを目的としています。

※地区計画の詳細については川崎市の「万福寺地区地区計画」をご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/50/50design/home/panfu/manpukuji/manpukuji.htm>



凡例	
地区計画区域	地区界線
商業地区A	地区内幹線道路1号線(16~19m)
商業地区B	地区内幹線道路2号線(16m)
複合地区A	地区内幹線道路3号線(16m)
複合地区B	種地
複合地区C	歩道状空地1号
沿道地区A	歩道状空地2号
沿道地区B	
集合住宅地区	
中層住宅地区A	
中層住宅地区B	
低層住宅地区A	
低層住宅地区B	
低層住宅地区C	
緑地の位置の制限	
道路境界線から10.0m	
道路境界線から1.0m	